

中村欣一郎市長の

# 山椒は小粒でも…

Vol.33  
今、一人ひとりが  
できること…



4月16日、新型コロナウイルス感染症対策の特別措置法に基づき「緊急事態宣言」が全国に発令されました。

市民のみなさんにおかれましては、刻一刻と状況が変化

する中で、日ごとに不安が募り、不便な生活を送られている

ことと思いますが、感染拡大阻止の観点から、ご自身だけ

でなく、大切なご家族、地域を守るため、不要不急の外出

をお控えください。そして、引き続き、こまめな手洗いやう

がい、咳エチケットのほか、3つの密を避けてください。人と

人との間隔を開けるなど、一人ひとりができる対策を徹底

していただきますようお願いいたします。

また、感染されたかたや事業所、地域を特定しようとする何気ない会話やSNSなどで発信することが、デマや誹謗中傷につながってしまう世の中です。人権侵害につながる

基づいた冷静な行動をお願いいたします。

もしかしたら、明日にはご自身や大切なご家族に起こりうる事態だと考えてみてください。

鳥羽市では、ホームページやフェイスブックでも情報発信をしていますので「ご覧ください。間もなくゴールデンウィークを迎えます。例年であれば、鳥羽のまちもたくさんのお客でにぎわい、市民のみなさんも旅行に出かけたり、遠方に住むご親族が帰省されたりすることを楽しみにされること

と思います。現在、鳥羽市において感染症者は確認されておりませんが、近隣の自治体で感染情報公表されており、県外に在住するかたと同じ場所でごすつちに感染してしまふ事例が多く確認されています。本市でも感染者が確認されるかどうかの瀬戸際にあります。

その中でも、離島におきましては、高齢者が多いこともあり、一旦、感染症患者が発生すると、患者の搬送や診療の限界、唯一の公共交通である定期船内での濃厚接触などが考えられ、島内での感染が急速に広がると危惧しております。

こうした状況の中で、4月21日には鳥羽市への「不要不急の往来」、「釣り」、「帰省」をご遠慮いただくように市外のかた向けに周知いたしました。ご親族の帰省を楽しみにされていたみなさんには、大変心苦しいのですが、ご理解とご協力をお願いいたします。

今後とも国・県の感染症拡大防止対策や緊急経済対策などの情報は速やかにお知らせするとともに、市としても全力で対策を講じていきます。感染拡大防止を第一にオール鳥羽でこの難局を乗り切りましよう。



市フェイスブック  
URL <https://www.facebook.com/toba.city/>



市ホームページ  
URL <https://www.city.toba.mie.jp/top.html>



Vol.192

教育委員会生涯学習課

☎ 1268

## 憲法週間

日本国憲法の基本理念のひとつに「基本的人権の尊重」があります。昭和22年、当時の文部省が、中学校1年生用の教科書として発行した「あたらしい憲法のはなし」という冊子の中で、基本的人権の尊重について、次のように分かりやすく書かれています。

『国民の基本的人権は、これまでかろく考えられていたもので、憲法第97条は、おごそかなことばで、この基本的人権は、人間がながいあいだ力をつけてきたものであり、これまでにいろいろのことであつてきたえあげられたものであるから、これからもけつして侵すことのできない永久の権利であると記しております。』  
この文章は、人類が長い年月をかけてようやく獲得した

基本的人権を守り続けなければならぬという強い意志を表しています。また、「みなさん、あたらしい憲法ができました」という語りかけが始まるこの冊子からは、あたらしい憲法への期待や希望が感じられます。

5月3日は憲法記念日です。「日本国憲法が施行されたことを記念し、国の成長を期待する」という趣旨で定められた祝日です。法務省では、毎年5月1日〜7日を「憲法週間」と定め、裁判所や弁護士とも協力の上、憲法の精神や司法の機能を国民に理解してもらうための取り組みを行っています。それらを通して、日本国憲法の意義を再確認する絶好の機会であると位置づけています。

さて、わたしたちは日常生活で、お互いの人権を十分に尊重しあっているでしょうか。誰もが自分らしく安心できる社会を築いていくためには、一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、自分の権利と同じように他人の権利も認め合うことが大切です。この憲法週間の機会に、基本的人権の尊重について考えてみましょう。